

新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いに関して、その対象者や要件を整理した資料を更新いたしましたので再度周知致します。

令和3年9月30日  
第126回教育課程部会  
参考資料3-1

事務連絡  
令和3年9月10日

各都道府県・各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人学長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
御中

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課

新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて（周知）

これまで、新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和3年2月19日）や「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（通知）」（令和3年2月19日）等においてお伝えしてきたところです。また、新学期が始まるに際し、「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（事務連絡）」（令和3年8月20日）等において、改めて学校において留意すべき事項をお知らせいたしました。

今般、新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わり等が進む中で、全国的に新規感染者が依然として高い水準にあり、児童生徒等への感染も懸念されていることを踏まえ、各学校において様々な取組を行っていただいていることから、「新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて（周知）」（令和3年5月18日）により周知いたしました「義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート」を別添1のとおり更新しました（改正箇所を赤字にしたものが、別添2となります）。なお、既出のガイドラインでお伝えした分散登校等の取扱いに関する記載を追記したものであり、従来の出席等の取扱いに変更を及ぼすものではありません。

加えて、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」（文部科学省HP）に掲載しているQ&Aについても更新いたしました（主な更新は、別添3となります）。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、都道府県知事にあつては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては認可した学校に対して、本事務連絡について周知するとともに

に、適切に指導・助言を行っていただくようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等に関する事

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

○感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に関する事

初等中等教育局 教育課程課(内2369)

○自宅等において ICT 等を活用した学習を行った不登校児童生徒に関する事

初等中等教育局 児童生徒課(内2905)

○障害のある児童生徒等に関する事

初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)

# 義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート

【別添1】

- 家庭や地域の経済的・社会的状況等に関わらず、全ての子どもたちに教育の機会均等を確保することは重要であり、**保護者は子供を小学校、中学校に就学させる義務**があります。そのため、**保護者が子供を学校に登校させることが基本**となります。
- 一方で、**新型コロナウイルス感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを低減することも重要**であり、以下のフローチャートに基づき、**それぞれの子供の状況に応じた適切な対応**をお願いいたします。

学校や学年が臨時休業になった場合(注)

**登校は必要ありません**

臨時休業となることから、**出席にも欠席にもなりません**※

児童生徒の感染が判明した場合(保健所により濃厚接触者に特定された場合、本人や家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合も含む)

**登校はできません**

・校長は出席停止の措置をとることとなります  
・出席停止の措置が取られた場合、「**出席停止・忌引き等の日数**」として記録され、**出席にも欠席にもなりません**※

学校が臨時休業になっていない場合(分散登校等で授業のある児童生徒も含む)

感染はしていないが、感染が不安で休ませたい場合

医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒

**主治医の見解を保護者に確認した上で、校長が学校に登校するかを判断します**

校長が学校に登校すべきでないと判断した場合、「**出席停止・忌引き等の日数**」として記録され、**出席にも欠席にもなりません**※

上記以外の児童生徒について(不登校児童生徒、病気療養児を除く)

校長が合理的な理由があると判断する場合

**登校は必要ありません**

登校が不要となった場合、「**出席停止・忌引き等の日数**」として記録され、**出席にも欠席にもなりません**※

<合理的な理由>

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段が無い場合などが合理的な理由となります。

校長が合理的な理由がないと判断する場合

**登校は必要です**

登校しない場合は欠席となります

単なる感染不安ではなく、不登校で相当の期間学校を欠席している場合や、病気療養の事情で登校できていない場合

**一定の要件の下、「出席扱い」となります**

・「出席扱い」は校長の判断となります  
・不登校や病気療養の状況における「出席扱い」として記録されます

注 分散登校等で学年の一部を休業とした場合に授業のない児童生徒も含まれるが、この場合には「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

※の場合においては「出席停止・忌引き等の日数」等とされ、出席にも欠席にもなりません。児童生徒が、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合には「オンラインを活用した特例の授業」として記録されます。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(幼稚部、高等部)及び専修学校高等課程においても、感染症等が発生した場合における児童生徒等の出席については基本的には同様の対応となりますが、詳細は「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」(文部科学省HP)に掲載しているQ&A等をご参照ください。

# 義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート

【別添2】

- 家庭や地域の経済的・社会的状況等に関わらず、全ての子どもたちに教育の機会均等を確保することは重要であり、**保護者は子供を小学校、中学校に就学させる義務**があります。そのため、**保護者が子供を学校に登校させることが基本**となります。
- 一方で、**新型コロナウイルス感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを低減することも重要**であり、以下のフローチャートに基づき、**それぞれの子供の状況に応じた適切な対応**をお願いいたします。

学校や学年が臨時休業になった場合(注)

**登校は必要ありません**

臨時休業となることから、出席にも欠席にもなりません\*

児童生徒の感染が判明した場合(保健所により濃厚接触者に特定された場合、**本人や家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合**も含む)

**登校はできません**

・校長は出席停止の措置をとることとなります  
・出席停止の措置が取られた場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません\*

学校が臨時休業になっていない場合(分散登校等で授業のある児童生徒も含む)

医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒

**主治医の見解を保護者に確認した上で、校長が学校に登校するかを判断します**

校長が学校に登校すべきでないと判断した場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません\*

感染はしていないが、感染が不安で休ませたい場合

上記以外の児童生徒について(不登校児童生徒、病気療養児を除く)

校長が合理的な理由があると判断する場合

**登校は必要ありません**

登校が不要となった場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません\*

<合理的な理由>

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段が無い場合などが合理的な理由となります。

校長が合理的な理由がないと判断する場合

**登校は必要です**

登校しない場合は欠席となります

単なる感染不安ではなく、不登校で相当の期間学校を欠席している場合や、病気療養の事情で登校できていない場合

**一定の要件の下、「出席扱い」となります**

・「出席扱い」は校長の判断となります  
・不登校や病気療養の状況における「出席扱い」として記録されます

注 分散登校等で学年の一部を休業とした場合に授業のない児童生徒も含まれるが、この場合には「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません\*

※の場合においては「出席停止・忌引き等の日数」等とされ、出席にも欠席にもなりません。児童生徒が、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合には「オンラインを活用した特例の授業」として記録されます。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(幼稚部、高等部)及び専修学校高等課程においても、感染症等が発生した場合における児童生徒等の出席については基本的には同様の対応となりますが、詳細は「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」(文部科学省HP)に掲載しているQ&A等をご参照ください。

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  
(文部科学省 HP) に掲載している Q&A の主な更新 (令和3年9月10日時点)

**児童・生徒・学生の皆様、保護者の皆様へ**  
の情報のうち、更新情報が掲載されている箇所

学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00020.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00020.html)

**【主な更新】**

問7 子供が感染してしまうことが不安で学校を休ませたいのですが、どのようにしたらよいのでしょうか。

→**現下の感染力の強い変異株がまん延している状況等について補足しました。**

問9-2 分散登校を行ったことにより、やむを得ず学校に登校できなかった日数について、学校から、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」に記録されると説明を受けたのですが、「出席停止・忌引等の日数」とはどのようなものなのでしょうか。その場合に行われたオンラインを活用した学習指導はどのように取り扱われるのでしょうか。

→**指導要録上の「出席停止・忌引等の日数」について説明する問を追加しました。**

問11 やむを得ず学校に登校できない場合に、自宅等において行ったオンラインによる学習はどのように取り扱われるのでしょうか。

→**やむを得ず学校に登校できなかった日数は、学校に登校しなければならない日数には含まれず欠席とはならないことを追記しました。**

**教育委員会・学校等関係の皆様へ**  
の情報のうち、更新情報が掲載されている箇所

教育活動の実施等に関する Q&A  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00032.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html)

**【主な更新】**

②**感染者が発生した場合や児童生徒等の出席等の対応に関すること、のうち、**



問 1 感染不安を理由に休ませたいと相談があった場合の出席停止等の取扱いや、不登校児童生徒が自宅等においてICT等を活用した学習を行った場合の出席扱いについて、どのような点に留意すればよいか。

→現下の感染力の強い変異株がまん延している状況等について補足しました。

問 5 分散登校により学校に登校しない児童生徒に対してオンラインを活用した学習指導を実施する場合、指導要録上どのように記録すべきか。

→分散登校を行った場合の指導要録上の扱いを整理した問を追加しました。

#### ④学習指導等に関すること、のうち、

##### 1. 児童生徒の学習指導に関すること、のうち、

問 1 児童生徒がやむを得ず学校に登校できないことに伴う学習の遅れについて、どのように学習保障のために取り組むことが求められるのか。

→分散登校等を行った場合の扱いや、臨時休業等を行った結果標準授業時数を下回った場合の扱いなどについて追記しました。

問 6-2 高等学校入学者選抜等において、臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった児童生徒の取扱いはどうなるのか。

→臨時休業や分散登校などに伴う、調査書の「出席日数」「出席停止・忌引き等の日数」などの記入欄への記載内容によって、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにすべき旨を記載しました。

##### 4. 指導要録・学習評価等に関すること、のうち、

問 5 令和3年2月19日付け初等中等教育局長通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」においては、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた学習指導の内容について、一定の要件の下で再度学校で指導しなくてもよいものとする事ができるとされているが、具体的にはどのような場合が考えられるのか。

→分散登校等を行った場合の扱いについて追記しました。

問 6 上記措置をとる場合において、授業時数の扱いはどうなるのか。

→分散登校等を行った場合の扱いについて追記しました。